

富山県公共交通維持確保・活性化支援事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県公共交通維持確保・活性化支援事業費補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 交通事業者 次に掲げる交通事業者をいう。

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

イ 軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）

(補助金の交付)

第3条 知事は、厳しい経営状況にある公共交通の運行の維持・確保や利用回復を目的として、交通事業者が実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）附則（令和5年3月24日国総地第107号、国鉄総第492号、国鉄都第218号、国自旅第530号、国自技環第208号、国海内第241号、国空自第1249号。以下「国庫補助金要綱附則」という。）第2条に規定する交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）第3条2号のハのうち、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金〈交通・観光連携型（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）〉交付規程（令和5年7月21日交通・観光連携型事業事務局。以下「国庫補助金交付規程」という。）第4条の対象となる事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、交通事業者のうち、次の各号に定める路線を運行するもの又は富山県内において営業するタクシー事業者とする。

(1) 鉄軌道路線 富山県内において営業する専ら一の市町村の区域を超える路線

(2) バス路線

ア 富山県バス運行対策費補助金交付要綱第2条に定める要件に適合するバス路線

イ 富山県バス運行対策費補助金交付要綱第12条に定める要件に適合するバス路線

(補助対象事業及び補助率等)

第5条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、補助事業に要する経費の配分の20%以内であるものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、補助事業完了の日から1月以内又は補助事業実施年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者を支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年9月29日から施行する。